

環境管理物質管理標準

Management Standards for the Environment-Related Substances.

Ver. 9.1

2012年10月18日 制定
2021年6月8日 改訂

デクセリアルズ株式会社

版数	制改定日	変更内容
Ver. 1.0	2012. 10. 18	初版制定
Ver. 2.0	2013. 03. 19	<p>定期見直しによる改訂</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規レベル3物質の追加 (フタル酸ジイソペンチ, 分岐および直鎖のフタル酸ジペンチル, フタル酸-nペンチルレイソペンチル, エチレングリコールジメチルエーテル, 過塩素酸) 2. レベル2物質 (HBCDD, フタル酸ジブチル等)の納入禁止時期の前倒し 3. 対象用途の表現変更 (カドミウム、鉛、水銀、PVC、DBT、DOT、特定ベンゾトリアゾール、フタル酸ジブチル等、包装部品・材料) 4. 基準/閾値レベルの変更 (カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、PCB、PCN、PCT、PBB、PBDE) 5. 誤記の修正
Ver. 3.0	2014. 03. 14	<p>定期見直しによる改訂</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規レベル1物質(TCPP, TDCPP, PFOA, SF6)の追加、TCEPは、レベル2からレベル1へ変更、 2. 新規レベル2物質(PAH)の追加、 3. CdおよびCd化合物のレベル2の禁止時期を2014年7月1日へ変更 4. 新規レベル3物質(フタル酸ジペンチル, リン酸トリキシリル)の追加 5. 期日が来てレベル2からレベル1へ変更(HBCDD) 6. 表現方法の変更、誤記の修正
Ver. 4.0	2015. 07. 10	<p>定期見直しによる改訂</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Ver3.0の改訂履歴に、新規レベル1物質(六フッ化硫黄 SF6)を追加 2. 9P目 TCCP→TCPPへ、TDCCP→TDCPPへ修正 3. 目次の追加および修正 <ol style="list-style-type: none"> 4.2のタイトルを、「製品に使用される包装部品・材料に関する追加事項」へ修正 4.3として、製品に使用される部品・原材料・副資材の納入に使用される包装部品・材料に関する事項を追加 4.3の「電池に関する追加事項」を4.4へ修正 4. 1. 目的に、デクセリアルズ株式会社グループを追加 5. 2. 適用範囲を修正 6. 3. 用語の定義等において、デクセリアルズ株式会社グループをデクセリアルズ株式会社グループへ修正 7. 3. 用語の定義において、合成高分子に(分子量10,000以上)を追加 8. 4.3において、製品に使用される部品・原材料・副資材の納入に使用される包装部品・材料に関しては、DXJ, DXSC, DXSZへ納入されるものは対象外とし、DXA, DXEへ納入される物のみを対象とする。事を追記 9. 誤記訂正(8P目:鉛の測定法IEC 62321:2008→IEC 62321-5:2013) 10. 新規レベル1物質(HCFC, BNST)を追加 11. 期日が来てレベル2からレベル1へ変更[Cdおよびその化合物(Ver3でレベル2だった用途)、PFOAおよびその塩およびそのエステル(Ver3でレベル2だった用途)、ジブチルスズ化合物(Ver3でレベル2だった用途)、三酸化二ヒ素・五酸化二ヒ素(Ver3でレベル2だった用途)、フタル酸ビス(2エチルヘキシル)・フタル酸ジブチル・フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル(Ver3でレベル2だった用途)、PAH(Ver3でレベル2だった用途) 12. レベル2物質に(フタル酸ビス(2エチルヘキシル)・フタル酸ジブチル・フタル酸ブチルベンジル・フタル酸ジイソブチル)を追加

版数	制改定日	変更内容
Ver. 4.0	2015.07.10	<p>13 新規レベル3物質 (DOTE, DOTEとMOTEを構成要素とする物質) を追加 レベル3物質に (三酸化二ヒ素・五酸化二ヒ素、フタル酸ビス (2エチルヘキシル) ・ フタル酸ジブチル・フタル酸ブチルベンジル・フタル酸ジイソブチル、 分岐および直鎖のフタル酸ジヘキシル、UV-328) を追加</p> <p>14 物質の名称を変更したもの Ver3で特定ベンゾトリアゾールをVer4では 2-(2H-1,2,3,4-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6- ジ-tert-ブチル フェノール (UV-320) に変更。</p> <p>15 表現を変更した物質 六価クロム化合物、HFC、PFC、SF6、ODS、</p>
Ver. 5.0	2017.03.14	<p style="text-align: center;">定期見直しによる改訂</p> <p>1 目次 ・4.2,4.3において包装部品・材料を副資材に変更 (包装材という用語を使用しない為。)</p> <p>2 用語の定義の見直し ・納入品、部品、材料、副資材、均質材料、成型品の追加</p> <p>3 環境管理物質 ・レベル1物質として、ニッケルを追加 レベル3物質として放射性物質を追加 ・以下の物質に関して物質名称を変更・追加 PBB類、PBDE類、HBCD、PCB類、TCEP、TCPP、TDCPP、フッ素系温室効果ガス PFOA、DMF、臭素系難燃剤、塩素系難燃剤、DnHP、EU REACH 規則 認可候補リスト 中の物質 ・以下の物質に関して対象・閾値レベルの表現を変更 DEHP、DBP、BBP、DIBP、カドミウム及びカドミウム化合物、鉛及び鉛化合物、 水銀及び水銀化合物、六価クロム化合物、PBB類、PBDE類、HBCDD、PCB類、 SCCP、TCEP、TCPP、TDCPP、フッ素系温室効果ガス、オゾン層破壊物質 (CFC、 ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン)、オゾン層破壊物質 (ハイドロクロロフルオロ カーボン)、PFOS、PFOA、三置換有機スズ化合物、DBT、DOT、酸化ベリリウム、 塩化コバルト、三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素、DINP、DIDP、DNOP、ホルムアルデヒド、 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料、UV-320、DMF、PAH、臭素系難燃剤、 塩素系難燃剤、DnHP、過塩素酸、EU REACH 規則 認可候補リスト中の物質、PVC</p> <p>4 4.2.1 副資材の定義に、(注1)、(注2) を追加</p> <p>5 表4.3aの内容を、デクセリアルズグループで使用されている主な副資材へ変更</p> <p>6 4.2.1、4.3において包装材という用語を副資材に変更 (包装材という用語を使用しない為。)</p> <p>7 4.4の表4.4の表現を変更</p>
Ver. 6.0	2018.3.1	<p style="text-align: center;">定期見直しによる改訂</p> <p>1 文書管理番号をMS-3004からQS-082に変更</p> <p>2 4.1環境管理物質の表4.1において、BNSTを削除、HBCDD、オゾン層破壊物質、ニッケルの表現を変更 表4.2において、DEHP、DBP、BBP、DIBPのレベル2の用途をレベル1へ変更 カドミウム、鉛、水銀の適用除外項目の見直し、HBCDDの閾値を変更、 オゾン層破壊物質の対象をモントリオール議定書 附属書 A, B, C, Eの物質へ拡大。 ホルムアルデヒドにおいて、試験方法、閾値を追加 EU REACH 規則 認可候補物質中の物質に4種類の物質を追加 表4.4において、鉛の閾値を1部変更、水銀の対象、閾値を集約</p> <p>3 デクセリアルズ株式会社グループからDexerials Advanced Material (Suzhou) Co. Ltd. を削除</p>

版数	制改定日	変更内容
Ver. 7.0	2019. 3. 18	<p>定期見直しによる改訂</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表 4.1 環境管理物質名一覧中に、管理水準を追記 2 表 4.2 DEHP, DBP, BBP, DIBP にレベル 1 に玩具または育児製品に使用される部品・材料を追加 レベル 2 の用途を追加、レベル 3 の用途を変更 Cd, Pb の適用除外の用途の改訂 PFOS の適用除外の一部を削除 PFOA と個々の塩及び PFOA のエステルに関して、適用範囲を全てに改訂 ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、とその塩及び関連物質 ニッケルにレベル 1 の用途を追加 ホルムアルデヒドにおいて、木工製品に組み込まれる硬質合板、パーティクルボード、 中密度繊維板の追加の基準を削除 表 4.2 b EU REACH 規則 認可候補リスト中の物質に 12 物質群追加
Ver. 8.0	2020. 5. 21	<p>定期見直しによる改訂</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3. 用語の定義の一部（納入品、部品、原材料、副資材）を修正、閾値レベルに一部補足 電池に関する用語を追加 2 環境管理物質の追加、 新規の規制物質（PFHxS〔EU〕 POPs 条約〕, 4-アミノベンゼン〔EU〕 REACH Annex XVII〕, BPA〔EU〕 REACH 認可候補物質, (USA) プロポジション 65〕, EU REACH 規則 CMR 物質, EU REACH 規則 認可候補物質の一部 対象が追加・変更された物質（DBHP, DBP, BBP, DIBP〔韓国〕電気用品及び生活用品安全法〕 閾値レベルが追加・変更された物質（Cd〔韓国〕電気用品及び生活用品安全法〕, ,Pb〔韓国〕電気用品及び生活用品安全法〕, ,PBB〔EU〕 POPs 条約〕, PBDE〔EU〕 POPs 条約〕, PFOA とその塩〔EU〕 POPs 条約〕, PFOA の関連物質〔EU〕 POPs 条約〕, Ni〔EU〕 REACH Annex XVII〕 3 4.2.1 副資材の定義を一部補足 4 4.4 電池に関する項目は、表 4.2 に盛り込んだ為、削除
Ver. 9.0	2021. 5. 17	<p>定期見直しによる改訂</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1. 目的、2. 適用範囲、において（サンプル）の文言を削除 デクセリアルズ株式会社グループの会社に、Dexerials Precision Components Corporation (DXPC) を追加 2 3. 用語の定義 (2)管理水準の(c) レベル 3 で「将来、レベル 2 への移行も考慮し」を削除 3 環境管理物質・規制用途の追加 (新規の規制物質) 〔(カナダ) 特定有害物質禁止規則〕 ・1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカヘンシカ[12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10]オクテカ-7, 15 ジェン (“デクロランプラス” TM)、 ・長鎖 (C9-C20) ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) とその塩及び関連物質 ・デカプロモフェニルエタン (DBDPE) 〔(EU) エコデザイン指令 (ErP 指令) 〕 ・ハロゲン系難燃剤 〔(EU) REACH〕 ・ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA) とその塩及び関連物質 ・ジオクチルスズジラウリン酸塩、ジオクチルビスココアシルオキシシス誘導体、及び他の 脂肪アシルオキシン部位の主炭素数が C12 であるジオクチルビス脂肪族アシルオキシシス誘導体 ・テトラエチレングリコールジメチルエーテル、スズ、ジブチルビス (2, 4-ペンタンジオナト-(0, 0') - , (OC-6-11) -

版数	制改定日	変更内容
Ver. 9.0	2021. 5. 17	<p>[米国TSCA]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) 及びペルフルオロアルキルスルホン酸化合物 ・デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE) ・フェノール、イソプロピレートホスファート (PIP) (3:1) ・2,4,6-トリス (タートブチル) フェノール (TTBP) ・ペンタクロロチオフェノール (PCTP) ・ヘキサクロロブタジエン (HCB) ・TSCA のリスク評価が実施される最初の 10 物質 ・TSCA のリスク評価プロセスが実施される 20 高優先物質 <p>(対象が追加・変更された物質)</p> <p>[米国カリフォルニア RoHS]</p> <p>カドミウムおよびカドミウム化合物、鉛および鉛化合物、水銀および水銀化合物、六価クロム化合物</p> <p>塩化ビニールのシート・ラミネートを木製スピーカーの外装に限定</p> <p>(閾値レベルが変更された物質)</p> <p>[(EU) POPs 条約]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペルフルオロヘキサン-1- スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質 <p>(適用除外の期日、用途が変更された物質)</p> <p>期日が変更された物質：カドミウムおよびカドミウム化合物、鉛および鉛化合物、水銀および水銀化合物</p> <p>ペルフルオロオクタタン酸(PFOA)、と個々の塩及びPFOA のエステル</p> <p>用途が変更された物質：ペルフルオロオクタタン酸(PFOA)、と個々の塩及びPFOA のエステル</p> <p>(分析方法が変更された物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料、4-アミノベンゼン <p>4 4.2.1、4.3において、「DXE に納入される部品・原材料・副資材を包装する包装部品・材料は、当標準の対象にする」の文言を削除</p>
Ver. 9.1	2021. 6. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・1項、2項、2.2項、3項、4.2.1項、4.3項 <p>デクセリアルズ株式会社グループを QS-082 9 版と同じデクセリアルズグループに修正</p> <p>3項にデクセリアルズグループの定義を追加のため、1項 3) でのデクセリアルズグループに関する文言を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3.用語の定義 <p>「(15) デクセリアルズグループ」を追加</p>

目次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
2.1 部品・材料・副資材への適用範囲	1
2.2 製品への適用範囲	1
3. 用語の定義	2
4. 環境管理物質の管理基準	5
4.1 環境管理物質	5
4.2 製品に使用される副資材に関する追加事項	27
4.3 製品に使用される部品・原材料・副資材の納入に使用される副資材に関する追加事項	29

1. 目的

この管理標準は、デクセリアルズグループが生産・販売・頒布する製品・試作品を構成する部品・原材料・副資材に含有される環境管理物質について、(1)使用を禁止する物質、(2)全廃をめざす物質および(3)適用除外項目を明確にすることにより、以下の1)～3)を目的とする。

- 1) デクセリアルズグループが生産・販売・頒布する製品・試作品への混入を防ぎ、
- 2) 法令遵守
- 3) 地球環境保全および生態系に対する影響を軽減する。

2. 適用範囲

デクセリアルズグループが設計・製造委託した製品・試作品を構成する部品・原材料・副資材を対象とする。これらは、この管理標準に定める閾値レベルを満たすことを必要とする。

2.1 部品・原材料・副資材への適用範囲

- ・ 半製品（機能ユニット、モジュール、ボードAssembly 等の組立部品など）
- ・ 部品（電気部品、機構部品、半導体デバイス、プリント配線板、記録メディア、包装部品・材料）、原材料
- ・ ねじ
- ・ アクセサリー（リモートコマンダー、マウス、AC アダプターなど、機器を使用するための付属品）
- ・ 副資材（定義は、4.2.1参照）
- ・ 印刷物（取扱説明書、保証書、製品・部品に関する追加情報など）
- ・ 補修用部品（出荷済み製品の補修用部品の一部については別途通知書に従い運用する）
- ・ 部品・原材料・副資材の納入に使用される副資材（4.2.1の定義参照）
- ・ 電池

2.2 製品への適用範囲

- (1) デクセリアルズグループで設計・製造し、販売、貸与または頒布するデクセリアルズグループの製品・試作品
- (2) デクセリアルズグループが第三者に設計・製造を委託し、デクセリアルズ株式会社の商標を付して販売、貸与または頒布するデクセリアルズグループの製品・試作品
- (3) デクセリアルズグループが第三者から設計・製造の委託を受けた製品
（ただし、当該第三者から指定された部品・材料は除く）

尚、この環境管理物質管理標準において明示的に規定されていない物質あるいはその用途であっても、各国または地域の法令により使用が禁止または制限されているものについては、それらの法令に従わなければならない。

3. 用語の定義

この管理標準では、以下のように用語を定義する。

(1) 環境管理物質

部品・原材料・副資材等に含有される物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響（側面）を持つとデクセリアルズ株式会社が判断した物質。

(2) 管理水準

以下の3種類の管理水準と適用除外で管理をする。

(a) レベル1

物質とその用途について部品・原材料・副資材に使用することを禁止するもの。

(b) レベル2

表に定める期日の到来をもって「レベル1」にするもの。

(c) レベル3

物質とその用途について使用状況の把握を行うもの。

(d) 適用除外

法規制除外項目等を考慮し、レベル1～3の対象から除くもの。必要に応じて物質とその用途について使用状況の把握を行う。

(3) 含有

物質が、意図的であるか否かを問わず、添加、充填、混入、または付着により、製品を構成する部品・原材料・副資材、またはそれらに使用される材料に残存すること。

加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入、または付着し残存する場合も含有として扱う。

(4) 意図的添加

特定の特性、外観、性質、属性、または品質をもたらすために、意図的な添加、充填、混入、または付着により、製品を構成する部品・原材料・副資材、またはそれらに使用される材料に物質が残存すること。

(5) 納入品、部品、原材料、副資材

納入品：組織が、顧客に納入する物（部品、原材料、副資材、生産委託された物）

部品：原材料を加工した成型品および成型品を組み合わせた物。（成型品の副資材は除く）

原材料：加工して成型品の一部をなす、プラスチック、フィラー、無機材料、添加剤等。

副資材：生産者から使用者または消費者へ、部品、原材料、包装材からそれらを加工した半製品、製品を「入れる」、「保護する」、「取り扱う」、「配送する」、「授与する」ために使用される、あらゆる種類の材料および部品からできた物の事。

(6) 均質材料

全体が均一構成になっている単一な材料または機械的な行為（ネジ外し、切断、押しつぶし、破碎、研磨加工等）により異なる材料に解体若しくは分離できない複数の材料で構成される材料。）

(7) 成型品（アーティクル）

製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけている物体。

（例：容器、箱、フィルム、袋、シート、トレイ等）

(8) 対象

それぞれの「管理水準」で、管理が要求される要素（部品、材料、用途、処理等）。

(9) 閾値レベル

それぞれの「管理水準」で、管理が要求される条件、または濃度限界値。

（注）当該濃度限界値以上を対象とする。

（注）「閾値レベル」に、例えば「意図的添加」と、「数値」といった複数の閾値レベルが示されている場合は、何れも満たす必要がある。

(10) 納入禁止時期

納入品のデクセリアルズグループへの納入を禁止する時期。

(11) この管理標準におけるプラスチック

プラスチックとは合成高分子物質から形成されている材料あるいは素材

(注) 合成高分子とは、分子量10,000以上) からできる繊維、フィルム、粘着テープ、成形製品、合成ゴム製品、植物原料プラスチック、接着剤など。

(注) 天然の樹脂が上記の合成高分子物質と合成された場合はプラスチックとする。

(12) 電池

化学エネルギーを直接に変換することにより電気エネルギーを発生させるものであり、単一または複数の一次電池セル（再充電不可）、あるいは、単一または複数の二次電池セル（再充電可能）により構成されたもの。ボタン形電池を含む。

(13) ボタン形電池

直径が高さよりも長い、小型で円形の携帯型電池。補聴器、腕時計、小型携帯機器、バックアップ用電源等特別な目的のために使われる。

(14) 電池パック

複数の電池が接続されるか、あるいはエンドユーザーにより分解することを意図されない完全な単体ユニットの形で外部ケーシングの中に収納されているもの。

(15) デクセリアルズグループ

Dexerials Corporation (DXJ) , Dexerials Precision Components Corporation (DXPC) ,
Dexerials America Corporation (DXA) , Dexerials Europe B.V. (DXE) ,Dexerials (Suzhou) Co.Ltd. (DXSC)

4. 環境管理物質の管理基準

4.1 環境管理物質

この管理基準で対象としている環境管理物質名

表4.1 環境管理物質名一覧

No	管理水準				物質名	ページ
	1	2	3	適用除外		
1	○			○	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	7
2	○			○	フタル酸ジブチル (DBP)	7
3	○			○	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	7
4	○			○	フタル酸ジイソブチル (DIBP) : ジイソブチル=フタラート	8
5	○			○	カドミウムおよびカドミウム化合物	8
6	○			○	鉛および鉛化合物	9
7	○			○	水銀および水銀化合物	11
8	○				六価クロム化合物	12
9	○				ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	12
10	○				ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	12
11	○				ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	12
12	○				ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) 及び特定代替品	12
13	○				ポリ塩化ナフタレン類 (PCN類)	12
14	○				ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	12
15	○				短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数10~13) (SCCP)	13
16	○				トリス (2-クロロエチル) =ホスファート (TCEP)	13
17	○				トリス (1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート (TCPP)	13
18	○				トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) ホスファート (TDCPP)	13
19	○			○	フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HFC)	13
20	○				オゾン層破壊物質 (ODS)	13
21	○				パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	13
22	○			○	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) と個々の塩及びPFOAのエステル	14
23	○				ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の関連物質	14
24	○				三置換有機スズ化合物	14
25	○			○	ジブチルスズ (DBT) 化合物	14
26	○			○	ジオクチルスズ (DOT) 化合物	14
27	○				酸化ベリリウム	15
28	○				二塩化コバルト	15
29	○				三酸化二ヒ素	15
30	○				五酸化二ヒ素	15
31	○		○		ニッケル及びニッケル化合物	15
32	○				アスベスト	15
33	○		○		フタル酸ジイソノニル (DINP)	15
34	○		○		フタル酸ジイソデシル (DIDP)	16
35	○				フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)	16

No	管理水準				物質名	ページ
	1	2	3	適用除外		
36	○				ホルムアルデヒド	16
37	○				一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	16
38	○				2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	17
39	○				ジメチル=フマラート (DMF)	17
40	○				多環芳香族炭化水素 (PAH)	17
41			○		臭素系難燃剤 (BFR)	18
42			○		塩素系難燃剤 (CFR)	18
43			○		フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	18
44			○		過塩素酸塩	18
45			○		放射性物質	18
46		○			パーフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質	18
47	○				4-アミノアゾベンゼン	18
48			○		4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA) (BPA)	18
49			○		ハロゲン系難燃剤 (臭素系難燃剤と塩素系難燃剤除く)	19
50	○				ハロゲン系難燃剤	19
51			○		長鎖 (C9-C20) ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) とその塩及び関連物質	19
52			○		ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA) とその塩及び関連物質	19
53		○			1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-トデカロベンゾクロ [12.2.1.16.9.02,13.05,10]オクタゲカ-7,15ジエン ("デクロランプラス" TM)	19
54		○			デカブロモフェニルエタン (DBDPE)	19
55	○				EU REACH 規則 CMR 物質	19
56			○		EU REACH 規則 認可候補リスト中の物質	21
57	○				長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) 及びペルフルオロアルキルスルホン酸化合物	24
58	○	○			TSCA 優先物質 (PBT 物質)	24
59		○			TSCA のリスク評価が実施される最初の 10 物質	25
60			○		TSCA のリスク評価プロセスが実施される 高優先 20 物質	25
61	○		○	○	ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC 混合物	26

表 4.2 環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期

「対象」に「電池」または具体的な電池の種類（マンガン電池等）の記載がある場合は、その項目を適用する。

物質名：フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）			
CAS No. [117-81-7]、別名：フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）、フタル酸ジオクチル（DOP）、ジ（2-エチルヘキシル）フタレート ベンゼン1,2ジカルボン酸ジオクチル、ビス（2-エチルヘキサン-1-イル）=フタラート			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全て	・納入品の均質材料中の 1000 ppm (0.1 重量%)	即時
	・玩具または育児製品に使用される部品・材料 ・RoHS Directive 2011/65/EU の対象を除く全て ・イヤホン類（ヘッドホン、ヘッドセット等を含む） のうち、耳に直接接触する部分	・納入品の中で、可塑性した原材料の 1000 ppm (0.1 重量%) (DEHP, DBP, BBP, DIBP の合計として)	
適用除外	・EU 指令 2011/65/EU (EU RoHS 指令) の適用範囲以外の産業用、農業用、または屋外用いづれか限定で使用され、 ヒトの粘膜に接触しないまたはヒトの皮膚に長時間接触しない 部品・材料		

物質名：フタル酸ジブチル（DBP）			
CAS No. [84-74-2]、別名：フタル酸ジノルマルブチル、ベンゼン1,2ジカルボン酸ジブチル、ジブタン-1-イル=フタラート、ジブチルフタラート			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全て	・納入品の均質材料中の 1000 ppm (0.1 重量%)	即時
	・玩具または育児製品に使用される部品・材料 ・RoHS Directive 2011/65/EU の対象を除く全て ・イヤホン類（ヘッドホン、ヘッドセット等を含む） のうち、耳に直接接触する部分	・納入品の中で、可塑性した原材料の 1000 ppm (0.1 重量%) (DEHP, DBP, BBP, DIBP の合計として)	
適用除外	・EU 指令 2011/65/EU (EU RoHS 指令) の適用範囲以外の産業用、農業用、または屋外用いづれか限定で使用され、 ヒトの粘膜に接触しないまたはヒトの皮膚に長時間接触しない 部品・材料		

物質名：フタル酸ブチルベンジル（BBP）			
CAS No. [85-68-7]、別名：ブチルベンジルフタレート、ベンジルブチルフタレート、フタル酸ノルマルブチル=ベンジル、ベンジル=ブタン-1-イル=フタラート			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全て	・納入品の均質材料中の 1000 ppm (0.1 重量%)	即時
	・玩具または育児製品に使用される部品・材料 ・RoHS Directive 2011/65/EU の対象を除く全て ・イヤホン類（ヘッドホン、ヘッドセット等を含む） のうち、耳に直接接触する部分	・納入品の中で、可塑性した原材料の 1000 ppm (0.1 重量%) (DEHP, DBP, BBP, DIBP の合計として)	
適用除外	・EU 指令 2011/65/EU (EU RoHS 指令) の適用範囲以外の産業用、農業用、または屋外用いづれか限定で使用され、 ヒトの粘膜に接触しないまたはヒトの皮膚に長時間接触しない 部品・材料		

物質名：フタル酸ジイソブチル (DIBP)			
CAS No. [84-69-5]、別名：ジイソブチルフタレート			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全て	・納入品の均質材料中の 1000 ppm (0.1 重量%)	即時
	・玩具または育児製品に使用される部品・材料 ・RoHS Directive 2011/65/EU の対象を除く全て ・イヤホン類（ヘッドホン、ヘッドセット等を含む）のうち、耳に直接接触する部分	・納入品の中で、可塑化した原材料の 1000 ppm (0.1 重量%) (DEHP, DBP, BBP, DIBP の合計として)	
適用除外	・EU 指令 2011/65/EU (EU RoHS 指令) の適用範囲以外の産業用、農業用、または屋外用いずれか限定で使用され、ヒトの粘膜に接触しないまたはヒトの皮膚に長時間接触しない部品・材料		

物質名：カドミウムおよびカドミウム化合物			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全て (副資材については4.2, 4.3も参照)	・ 納入品の均質材料中の100 ppm (0.01重量%)	即時
	・携帯電話ケース(携帯電話の表面に被せて本体を保護し、外観を装飾する等の用途を持つ製品) ・イヤホン類（ヘッドホン、ヘッドセット等を含む）のうち、耳に直接接触する部分	・ 納入品の均質材料中の 75ppm (0.0075重量%)	
	・マンガン電池（ボタン形電池を除く） ・アルカリマンガン電池（ボタン形電池を除く） ・ニッケル水素二次電池（ボタン形電池を除く）	・ 納入品の電池中の 10ppm (0.001 重量%)	
	・上記以外の電池	・ 納入品の電池中の 20ppm (0.002 重量%)	
	・4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ	・ 納入品の均質材料中の 100ppm (0.01 重量%)	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・電気接点中のカドミウムとその化合物(3) ・以下に用いられる電気接点中のカドミウム及びその化合物 (4) <ul style="list-style-type: none"> -サーキットブレーカー -温度制御センサー -密閉型を除くサーマルモータープロテクター -交流 250V 以上で定格電流 6A 以上、または交流 125V 以上で定格電流 12A 以上の交流スイッチ -定格電力が直流 18V 以上で定格電流 20A 以上の定格の直流スイッチ -200Hz 以上の電源を用いて使用されるスイッチ ・フィルターガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウム(3) ・カテゴリ1-7および10のストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム (EU RoHS 附属書の表記号39に該当する用途は除く)(7) ・カテゴリ1-7および10の反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウム(7) 		
<p>参考：(EU RoHS 指令) http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/legis_en.htm</p> <p>適用除外のカテゴリは、EU RoHS 指令 附属書IIIを参照。</p> <p>(3) カテゴリ 8、9および11 について未定</p> <p>(4) カテゴリ 1-7、10 および11 について未定</p> <p>(7) カテゴリ 1-7 および10 について未定</p>			

(*) 測定対象：プラスチック、合成繊維、フィルム、粘着テープ、ゴム、接着剤、塗料、インキについては、以下の測定基準に従って測定する事。

測定基準：

(1) 前処理

主な前処理法：例えばIEC 62321-5:2013、EPA 3052:1996

- 密閉系酸分解法（例えば、マイクロウェーブ分解法）
- 酸分解法
- 乾式灰化法

(注) 沈殿物（不溶物）は、何らかの方法（アルカリ溶融法など）で完全に溶解して溶液化することが必要である。

EN 71-3:2014、ASTM F963-16、ASTM D 5517-14、ISO 8124-3:2010 に代表される溶出法は、前処理として不適用である。

(2) 測定法

主な測定法：例えばIEC 62321-5:2013

- 誘導結合プラズマ-発光分光分析法（ICP-OES [ICP-AES]）
- 原子吸光分析法（AAS）
- 原子蛍光分析法（AFS）
- 誘導結合プラズマ-質量分析法（ICP-MS）

物質名：鉛および鉛化合物

管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の用途を除く全て (副資材については4.2, 4.3も参照) (EU RoHS指令適用除外AnnexIII5(b), 7(c)-IVの内、 2021/7/21に満了を迎えるカテゴリを含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入品の均質材料中の1000 ppm (0.1重量%) 	即時
	<ul style="list-style-type: none"> ・主として12歳以下の子供向けの消費者製品の部品・材料 	<ul style="list-style-type: none"> ・部品・原材料中の100 ppm (0.01重量%) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・玩具及び子供向けの消費者製品の塗料または表面塗装 	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料または表面塗装中の90ppm (0.009重量%) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話ケース(携帯電話の表面に被せて本体を保護し、 外観を装飾する等の用途を持つ製品)の塗料または表面塗装 ・イヤホン類(ヘッドホン、ヘッドセット等を含む)のうち、 耳に直接接触する部分の塗料または表面塗装 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブルまたは コード(プラグ・コネクタも含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面被覆材中の0.03重量%(300ppm) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話ケース(携帯電話の表面に被せて本体を保護し、 外観を装飾する等の用途を持つ製品) ・イヤホン類(ヘッドホン、ヘッドセット等を含む)のうち、 耳に直接接触する部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入品の均質材料中の300ppm(0.03重量%) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・以下を除く電池 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入品の電池中の2000 ppm (0.2重量%) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・マンガン電池 ・アルカリマンガンボタン形電池 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入品の電池中の1000 ppm (0.1重量%) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・アルカリマンガン電池(ボタン形電池を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入品の電池中の40 ppm (0.004重量%) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入品の均質材料中の 1000ppm (0.1重量%) 	

<p>適用除外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス蛍光管であって鉛含有量が0.2重量%を超えないもの (2) ・ 機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる0.35重量%までの鉛 (3) ・ 機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる0.35重量%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛メッキ鋼中に0.2重量%まで含まれる鉛 (4) ・ 合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4重量%までの鉛 (3) ・ 鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛 (4) ・ 機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛 (4) ・ 鉛含有量が4重量%以下の銅合金 (5) ・ 高融点ハンダに含まれる鉛 (すなわち鉛含有率が 85 重量%以上の鉛ベースの合金) (5) ・ コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品 (例: 圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品 (5) ・ 定格電圧が交流125 V または直流250 V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 (5) ・ 集積回路、ディスクリート半導体の部品に使われるコンデンサ向けのジルコン酸チタン酸鉛 (PZT) をベースにした誘電セラミック材料中の鉛 (6) ・ 光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛 (5) ・ フィルターガラスおよび反射率標準用ガラス中の鉛(3) ・ カテゴリ1-7および10のイオン着色光学フィルターガラス類中の鉛 (7) ・ カテゴリ1-7および10の反射率標準用に用いられる釉薬中の鉛 (7) ・ 集積回路パッケージ (フリップチップ) の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 (3) ・ 下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 (4) <ul style="list-style-type: none"> -90 nm 半導体テクノロジーノード以上の大きさ -いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300 平方ミリメートル以上 -300 平方ミリメートル以上のダイまたは 300 平方ミリメートル以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ ・ サーマット (陶性合金) を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛 (5)
<p>参考: (EU RoHS 指令) http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/legis_en.htm</p> <p>適用除外のカテゴリは、EU RoHS 指令 附属書IIIを参照。</p> <p>(2) カテゴリ 1-7 および 10 について未定 カテゴリ 8 の体外診断用医療装置以外およびカテゴリ 9 の産業監視制御機器以外について 2021/7/21 カテゴリ 8 の体外診断用医療装置について 2023/7/21 カテゴリ 9 の産業監視制御機器およびカテゴリ 11 について 2024/7/21</p> <p>(3) カテゴリ 8、9 および 11 について未定</p> <p>(4) カテゴリ 1-7、10 および 11 について未定</p> <p>(5) 全てのカテゴリについて未定</p> <p>(6) カテゴリ1-7および10 について 2021/7/21 カテゴリ 8 の体外診断用医療装置以外およびカテゴリ 9 の産業監視制御機器以外について 2021/7/21 カテゴリ 8 の体外診断用医療装置について 2023/7/21 カテゴリ 9 の産業監視制御機器およびカテゴリ 11 について 2024/7/21</p> <p>(7) カテゴリ 1-7 および 10 について未定</p>	

(*) 測定対象：プラスチック、合成繊維、フィルム、粘着テープ、ゴム、接着剤、塗料、インキについては、以下の測定基準に従って測定する事。

測定基準：

(1) 前処理

主な前処理法：例えばIEC 62321-5:2013、EPA 3052:1996

- 密閉系酸分解法 (例えば、マイクロウェーブ分解法)
- 酸分解法
- 乾式灰化法

(注) 沈殿物 (不溶物) は、何らかの方法 (アルカリ溶融法など) で完全に溶解して溶液化することが必要である。

EN 71-3:2014、ASTM F963-16、ASTM D 5517-14、ISO 8124-3:2010 に代表される溶出法は、前処理として不適用である。

(2) 測定法

主な測定法：例えばIEC 62321-5:2013

- 誘導結合プラズマ-発光分光分析法 (ICP-OES [ICP-AES])
- 原子吸光分析法 (AAS)
- 原子蛍光分析法 (AFS)
- 誘導結合プラズマ-質量分析法 (ICP-MS)

物質名：水銀および水銀化合物			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 電池を除く全ての用途 (副資材については4.2, 4.3も参照)	・ 納入品への意図的添加または納入品の均質材料中の1000 ppm (0.1重量%)	即時
	・ 電池	・ 納入品中の電池への意図的添加または電池中の1ppm (0.0001重量%) ・ 納入品中の電池の均質材料中の5ppm (0.0005重量%)	
	・ 4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ	・ 納入品の均質材料中の1000ppm (0.1重量%)	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短尺ランプ (500mm以下) /特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ (CCFL及びEEFL) の水銀が1ランプ当たり3.5mgを超えない (1) ・ 中尺ランプ (500mm超1500mm以下) /特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ (CCFL及びEEFL) の水銀が1ランプ当たり5mgを超えない (1) ・ 長尺ランプ (1500mm超) /特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ (CCFL及びEEFL) の水銀が1ランプ当たり13mgを超えない (1) ・ EU RoHS 付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀 (1) 		
<p>参考： (EU RoHS 指令) http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/legis_en.htm</p> <p>適用除外のカテゴリは、EU RoHS 指令 付属書IIIを参照。</p> <p>(1) カテゴリ 1-7、カテゴリ 8 の体外診断用医療装置以外、カテゴリ 9 の産業監視制御機器以外およびカテゴリ 10 について未定 カテゴリ 8 の体外診断用医療装置について 2023/7/21 カテゴリ 9 の産業監視制御機器およびカテゴリ 11 について 2024/7/21</p>			

物質名：六価クロム化合物			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 以下を除く全ての用途 (副資材については4.2, 4.3も参照)	・ 納入品の均質材料中の 1000 ppm (0.1重量%)	即時
	・ 天然皮革部品・材料	・ 皮革部分中の乾燥総重量の 3ppm (0.0003重量%)	
	・ 4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ	・ 納入品の均質材料中の 1000ppm (0.1重量%)	
天然皮革部品・材料については、参考として以下の試験方法がある			
試験方法 (参考)			
1) EN ISO 17075 : 2007			
2) IULTCS/IUC18 (ISO 17075 : 2007 に一致するもの)			

物質名：ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)			
別名：ポリプロモビフェニル			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品への意図的添加または 納入品の均質材料中の 1000 ppm (0.1重量%)	即時

物質名：ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)			
別名：ポリプロモジフェニルエーテル			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品への意図的添加または 納入品の均質材料中の 1000 ppm (0.1重量%)	即時

物質名：ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)			
CAS No. 25637-99-4, 3194-55-6, 134237-51-7, 134237-50-6, 134237-52-8 の物質が対象			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品への意図的添加または納入品の 原材料中または成型品中の 100 ppm (0.01重量%)	即時

物質名：ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) および特定代替品			
特定代替品は、CAS No. 76253-60-6, 81161-70-8, 99688-47-8 が対象			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品への意図的添加	即時

物質名：ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類)			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品への意図的添加	即時

物質名：ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品中の 50ppm (0.005重量%)	即時

物質名：短鎖型塩素化パラフィン類（炭素数10～13）（SCCP）			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品への意図的添加または納入品の原材料中または成型品中の1000 ppm (0.1 重量%)	即時

物質名：トリス（2-クロロエチル）=ホスファート（TCEP）			
CAS No. 115-96-8、別名：リン酸トリス（2-クロロエチル）、トリス（2-クロロエチル）=ホスファート			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品の原材料または成型品中の1000 ppm (0.1 重量%)	即時

物質名：トリス（1-クロロ-2-プロピル）=ホスファート（TCPP）			
CAS No. 13674-84-5、別名：リン酸トリス（1-メチル-2-クロロエチル）、トリス（1-クロロ-2-プロピル）=ホスファート			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品の原材料または成型品中の1000 ppm (0.1 重量%)	即時

物質名：トリス（1,3-ジクロロ-2-プロピル）ホスファート（TDCPP）			
CAS No. 13674-87-8、別名：リン酸トリス（1,3-ジクロロ-2-プロピル）、トリス（1,3-ジクロロ-2-プロピル）ホスファート			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品の原材料または成型品中の1000 ppm (0.1 重量%)	即時

物質名：フッ素系温室効果ガス（PFC、SF6、HFC）			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品への意図的添加	即時
適用除外	・ プロジェクター用電源ユニットのサージアブソーバーへ組み込まれるSF6		

物質名：オゾン層破壊物質（ODS）			
モントリオール議定書 附属書A、B、C、Eの対象物質（※）			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品への意図的添加	即時
	・ ODSによる処理が施された部品・材料	・ 納入品へのODSによる洗浄加工・発泡加工等の処理	
参考： http://www.env.go.jp/earth/ozone/montreal_protocol.html （環境省ウェブサイト） http://ozone.unep.org/ （UNEP オゾン事務局ウェブサイト）			

物質名：パーフルオロオクタンスルホン酸塩（PFOS）			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 織物（布地、テキスタイル）またはその他コートされた部品または材料	・ 納入品中のコートされた部品・原材料への意図的添加または納入品中のコートされた部品または原材料中の1 μg/m ²	即時
	・ 織物（布地、テキスタイル）またはその他コートされた部品または材料を除く全て	・ 納入品への意図的添加または納入品中の1000ppm (0.1 重量%) (PFOSの合計として)	即時

物質名：ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、と個々の塩及びPFOAのエステル			
CAS No. 335-67-1、3825-26-1、335-95-5、2395-00-8、335-93-3、335-66-0、376-27-2、3108-24-5			
別名：パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩及びエステル			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全て	・納入品中への意図的添加又は 納入品への25ppb (PFOAの合計として)	即時
適用除外	・半導体製造におけるフォトリソグラフィ、またはエッチングプロセス (2025.7.4迄)		

物質名：ペルフルオロオクタン酸(PFOA)の関連物質			
PFOAの関連物質とは下記の物質			
別の炭素原子に直接結合するC7F15-の直鎖又は分岐ペルフルオロヘプチル基を構成要素の1つとして有する全ての関連物質 (その塩およびポリマーを含む)。			
C8F17-の直鎖又は分岐ペルフルオロオクチル基を構成要素の1つとして有する全ての関連物質 (その塩およびポリマーを含む)。			
ただし、下記の物質を除く：			
・C8F17-X (X=F, Cl, Br) ・C8F17-C (=O) OH、C8F17-C (=O) O-X' 又はC8F17-CF2- X' C8F17-CF2- X' (X' =任意の基、塩を含む)			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全て	・納入品中への意図的添加 納入品への1ppm (PFOA 関連物質の合計として)	即時

物質名：三置換有機スズ化合物			
トリブチルスズ (TBT) 化合物、トリフェニルスズ (TPT) 化合物を含む			
管理水準	対象	閾値レベル (*)	納入禁止時期
レベル1	・全て	・納入品への意図的添加またはスズ元素 としての、納入品中の 1000 ppm (0.1 重量%)	即時

物質名：ジブチルスズ (DBT) 化合物			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・全て	・スズ元素としての、納入品中の 1000 ppm (0.1 重量%)	即時
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・部品・デバイスに用いられる副資材で、消費者に提供されず再使用される副資材への添加剤 ・デバイス、半導体およびその他部品に用いられる副資材 (トレイ、マガジンスティック、ストップ、リール、エンボスキャリアテープなど) への添加剤 ・デクセリアルズ株式会社グループがジブチルスズ (DBT) 化合物を部品・原材料・副資材に対しスズ換算で1000ppmを超える含有で購入する場合も、デクセリアルズ株式会社グループおよびデクセリアルズ株式会社グループの生産委託先が加工後に出荷する製品・試作品 (サンプル) 中への含有量がスズ換算で1000ppmを超えない場合。 		

物質名：ジオクチルスズ (DOT) 化合物			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚と接触することを意図する繊維 (布地、テキスタイル) / 皮革製品用の部品・材料 ・育児製品用の部品・材料 ・2液性室温硬化モールドイングキット (RTV-2 シーラントモールドイングキット) 	・スズ元素としての、納入品中の 1000 ppm (0.1 重量%)	即時
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・デクセリアルズ株式会社グループがジオクチルスズ (DOT) 化合物を部品・原材料・副資材に対しスズ換算で1000ppmを超える含有で購入する場合も、デクセリアルズ株式会社グループおよびデクセリアルズ株式会社グループの生産委託先が加工後に出荷する製品・試作品 (サンプル) 中への含有量がスズ換算で1000ppmを超えない場合。 		

物質名：酸化ベリリウム			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品中の 1000ppm (0.1 重量%)	即時

物質名：二塩化コバルト			
CAS No. 7646-79-9			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 乾燥剤（シリカゲル等）に使用される湿度指示薬	・ 納入品への意図的添加	即時
	・ 湿度インジケータ（注）湿度インジケータとは、二塩化コバルトを紙等に含浸させたタイプのもの	・ 納入品の成型品中の1000ppm (0.1 重量%)	

物質名：三酸化二ヒ素			
CAS No. 1327-53-3			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 液晶パネル（カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む）のガラス	・ 納入品の成型品中の1000ppm (0.1 重量%)	即時

物質名：五酸化二ヒ素			
CAS No. 1303-28-2			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 液晶パネル（カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む）のガラス	・ 納入品の成型品中の1000ppm (0.1 重量%)	即時

物質名：ニッケル及びニッケル化合物			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 携帯電話の長期間皮膚に接触する可能性のある部品・材料 ・ 腕時計やリストバンド型製品の長時間皮膚に接触する可能性のある部品・材料（本体、バンド、留具など）	・ 左記部品中の0.5 μg/cm ² /week（溶出量）	即時
レベル3	・ 長時間皮膚に接触する可能性のある製品用の部品・材料	・ 納入品への意図的添加	

物質名：アスベスト			
別名：石綿			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品への意図的添加	即時

物質名：フタル酸ジイソノニル (DINP)			
CAS No. 28553-12-0、68515-48-0			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 子供の口に入る玩具または育児製品用の部品・材料	・ 納入品中の可塑化した部品・原材料中の1000ppm (0.1 重量%)（DINP、DIDP、DNOPの合計として）	即時
レベル3	・ 上記以外の全て	・ 納入品への意図的添加	

物質名：フタル酸ジイソデシル (DIDP)			
CAS No. 26761-40-0、68515-49-1			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・子供の口に入る玩具または育児製品用の部品・材料	・納入品中の可塑性化した部品・原材料中の 1000 ppm (0.1 重量%) (DINP、DIDP、DNOP の合計として)	即時
レベル3	・上記以外の全て	・納入品への意図的添加	

物質名：フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)			
CAS No. 117-84-0			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・子供の口に入る玩具または育児製品用の部品・材料	・納入品中の可塑性化した部品・原材料中の 1000 ppm (0.1 重量%) (DINP、DIDP、DNOP の合計として)	即時

物質名：ホルムアルデヒド			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・織物 (布地、テキスタイル)	・納入品の織物の原材料中の 75ppm (0.0075 重量%)	即時
	・製品 (スピーカ、ラック等) に組み込んで使用される、 繊維板 (ファイバーボード)、パーティクルボード及び 合板を用いた木工製品	・下記の試験方法での放出濃度	

製品 (スピーカ、ラック等) に組み込んで使用される、繊維板 (ファイバーボード)、パーティクルボード及び合板を用いた木工製品は以下の基準を満たすこと

閾値レベル (放出濃度) : 下記試験法のいずれかの方法による。

- (1) チャンバー法 気中濃度 12 m³、1 m³ または0.0225 m³ の気密試験槽で0.1 ppm 以下 (0.124 mg/m³ 以下)
- (2) パーフォレータ法
 - ・表面処理なしのパーティクルボード100 g あたり6.5 mg 以下 (6 ヶ月間の平均値)
 - ・表面処理なしの繊維板100 g あたり7.0 mg 以下 (6 ヶ月間の平均値) または
 - ・表面処理なしのパーティクルボード、繊維板100 g あたり8.0 mg 以下 (ISO12460 に従い1 回の測定値)
- (3) デシケータ法 平均0.5 mg/L 以下、最大0.7 mg/L 以下 (N = 2 で平均値、最大値を確認する)

試験法： チャンバー法 EN 717-1:2004、パーフォレータ法 ISO12460:2015、デシケータ法 JIS A 5905 (Fiberboards) 、JIS A 5908 (Particleboards)

物質名：一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料			
芳香族アミンは表 4.2a の物質			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・繊維 (布地、テキスタイル) /皮革製品の部品・材料	・納入品の仕上がり織物/皮革中の 生成アミンが30 ppm (0.003 重量%)	即時

参考として以下の試験方法がある

試験法 (参考)

- 1) 繊維・布材料： EN 14362-1:2017; EN 14362-3:2017 (4-アミノアゾベンゼン)
- 2) 皮革材料： EN ISO 17234-1:2015; EN ISO 17234-2:2011 (4-アミノアゾベンゼン)

表4.2 a 特定アミン化合物の一覧

CAS No.	アミン
92-67-1	4-アミノジフェニル
92-87-5	ベンジジン
95-69-2	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン; 4-クロロ-2-メチルアニリン
91-59-8	2-ナフチルアミン
97-56-3	<i>o</i> -アミノアゾトルエン
99-55-8	2-アミノ-4-ニトロトルエン; 5-ニトロ- <i>o</i> -トルイジン
106-47-8	<i>p</i> -クロロアニリン
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール
101-77-9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン; 4,4'-メチレンジアニリン
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン
119-90-4	3,3'-ジメトキシベンジジン
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン
838-88-0	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン; 4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン
120-71-8	<i>p</i> -クレジン; 6-メトキシ- <i>m</i> -トルイジン
101-14-4	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)
101-80-4	4,4'-オキシジアニリン
139-65-1	4,4'-チオジアニリン; 4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド
95-53-4	<i>o</i> -トルイジン
95-80-7	2,4-トルイレンジアミン; 4-メチル- <i>m</i> -フェニレンジアミン
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン
90-04-0	<i>o</i> -アニジン
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン

物質名：2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノール (UV-320)

CAS No. 3846-71-7 別名 2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノール

管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品への意図的添加または納入品の原材料または成型品中の1000ppm (0.1重量%)	即時

物質名：ジメチル=フマラート (DMF)

CAS No. 624-49-7、別名：フマル酸ジメチル

管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 全て	・ 納入品中の 0.1ppm (0.00001重量%)	即時

物質名：多環芳香族炭化水素 (PAH)

CAS No. 50-32-8 ベンゾ[a]ピレン (BaP)、192-97-2 ベンゾ[e]ピレン (BeP)、56-55-3 ベンゾ[a]アントラセン (BaA)、218-01-9 クリセン (CHR)、205-99-2 ベンゾ[b]フルオランテン (BbFA)、205-82-3 ベンゾ[j]フルオランテン (BjFA)、207-08-9 ベンゾ[k]フルオランテン (BkFA)、53-70-3 ジベンゾ[a, h]アントラセン (DBahA)

管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する、玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	・ 納入品中のゴムまたはプラスチック部分中の0.5ppm (0.00005重量%)	即時
	・ 玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分 (例：グリップ、ハンドル等)	・ 納入品中ゴムまたはプラスチック部分中の1ppm (0.0001重量%)	

物質名：臭素系難燃剤 (BFR)		
(PBB 類、PBDE 類及びHBCDD を除く)		
管理水準	対象	閾値レベル
レベル3	・積層プリント配線基板	・納入品中の基板中の臭素の含有合計で900 ppm (0.09 重量%)
	・積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	・納入品中のプラスチック中の臭素の 1000ppm (0.1 重量%)

物質名：塩素系難燃剤 (CFR)		
(TCEP、TCPP、TDCPP を除く)		
管理水準	対象	閾値レベル
レベル3	・積層プリント配線基板	・納入品中の基板中の塩素の含有合計で900 ppm (0.09 重量%)
	・積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	・納入品中のプラスチック中の塩素の 1000ppm (0.1 重量%)

物質名：フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)		
CAS No. 84-75-3、別名：フタル酸ジヘキシル		
管理水準	対象	閾値レベル
レベル3	・ 全て	・ 納入品への意図的添加または納入品中の原材料または成型品中の 1000 ppm (0.1 重量%)

物質名：過塩素酸		
管理水準	対象	閾値レベル
レベル3	・ 全て	・ 納入品中の電池または電池の構成部品の 6 ppb (6E-7 重量%)

物質名：放射性物質		
管理水準	対象	閾値レベル
レベル3	・ 全て	・ 納入品への意図的添加

物質名：ペルフルオロヘキサン-1- スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル2	・ 全て	・ 納入品への意図的添加	2021年12月1日

物質名：4-アミノアゾベンゼン			
CAS No. 60-09-3			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 繊維 (布地、テキスタイル) / 皮革製品の部品・材料	・ 納入品の仕上がり織物/皮革中の 30 ppm (0.003 重量%)	即時
参考として以下の試験方法がある			
試験法 (参考)			
1) 繊維・布材料: EN 14362-1:2017; EN 14362-3:2017 (4-アミノアゾベンゼン)			
2) 皮革材料: EN ISO 17234-1:2015; EN ISO 17234-2:2011 (4-アミノアゾベンゼン)			

物質名：4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA) (BPA)		
管理水準	対象	閾値レベル
レベル3	・ 全て	・ 納入品への意図的添加または納入品中の原材料または成型品中の 1000ppm (0.1 重量%)

物質名：ハロゲン系難燃剤（臭素系難燃剤と塩素系難燃剤除く）		
管理水準	対象	閾値レベル
レベル3	・ プラスチック材料	・ 納入品中のプラスチックへの意図的添加

物質名：ハロゲン系難燃剤			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 100cm ² 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイのプラスチック筐体及びスタンド、又それに付属するラベル、テープ等	・ 納入品への意図的添加または納入品の均質材料中のハロゲン元素の総量1000 ppm (0.1 重量% (PBB 類、PBDE 類を含む))	即時
	ゲーム機器のプラスチック筐体		

物質名：長鎖（C9-C20）ペルフルオロカルボン酸（PFCA）とその塩及び関連物質		
管理水準	対象	閾値レベル
レベル3	・ 全て	・ 納入品への意図的添加

物質名：ペルフルオロヘキサン酸（PFHxA）とその塩及び関連物質		
管理水準	対象	閾値レベル
レベル3	・ 全て	・ 納入品への意図的添加

物質名：1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカペンタシクロ[12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10]オクタ-7, 15ジエン（“デクロランプラス” TM）			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル2	・ 全て	・ 納入品への意図的添加	2022年1月1日

物質名：デカブロモフェニルエタン（DBDPE）			
CAS No. 84852-53-9			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル2	・ 全て	・ 納入品への意図的添加	2022年1月1日

物質名：EU REACH 規則 CMR 物質（Entry 72）リスト中の物質			
表 4.2b の物質が対象			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 皮膚に接触する繊維製品および部品 (例：ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	・ 表 4.2b による	即時

表 4.2 b EU REACH 規則 CMR 物質（Entry 72）リスト中の物質

CAS No.	物質/物質群	均質材料中の閾値レベル
-	カドミウム及びカドミウム化合物 (EU REACH 規則附属書 XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6 に記載)	1 ppm (0.0001 重量%) (Cd 金属として)
-	六価クロム化合物 (EU REACH 規則附属書 XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6 に記載)	1 ppm (0.0001 重量%) (Cr (VI) 金属として)
-	ヒ素化合物 (EU REACH 規則附属書 XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6 に記載)	1 ppm (0.0001 重量%) (As 金属として)
-	鉛及び鉛化合物 (EU REACH 規則附属書 XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6 に記載)	1 ppm (0.0001 重量%) (Pb 金属として)

表 4.2 b EU REACH 規則 CMR 物質 (Entry 72) リスト中の物質

CAS No.	物質/物質群	均質材料中の閾値レベル
71-43-2	ベンゼン	5 ppm (0.0005重量%)
56-55-3	ベンゾ[a]アントラセン (BaA)	1 ppm (0.0001 重量%)
205-99-2	ベンゾ[b]フルオランテン (BbFA) : ベンゾ[e]アセフェナントリレン	1 ppm (0.0001 重量%)
50-32-8	ベンゾ[a]ピレン (BaP) : ベンゾ[def]クリセソ	1 ppm (0.0001 重量%)
192-97-2	ベンゾ[e]ピレン (BeP)	1 ppm (0.0001 重量%)
205-82-3	ベンゾ[j]フルオランテン (BjFA)	1 ppm (0.0001 重量%)
207-08-9	ベンゾ[k]フルオランテン (BkFA)	1 ppm (0.0001 重量%)
218-01-9	クリセソ (CHR)	1 ppm (0.0001 重量%)
53-70-3	ジベンゾ[a, h]アントラセン (DBahA)	1 ppm (0.0001 重量%)
5216-25-1	α, α, α-テトラクロロトルエン : p-クロロベンゾトリクロリド	1 ppm (0.0001 重量%)
98-07-7	α, α, α-トリクロロトルエン ベンゾトリクロリド	1 ppm (0.0001 重量%)
100-44-7	α-クロロトルエン : 塩化ベンジル	1 ppm (0.0001 重量%)
50-00-0	ホルムアルデヒド	75 ppm (0.0075重量%)
71888-89-6	1,2-ベンゼンジカルボン酸 : 炭素数7の側鎖炭化水素を主成分とする炭素数6~8側鎖 アルキルエステル類	0.1 重量% (1000 ppm) (左記の物質または、EU REACH ANNEX XVII および本表記載の 他のフタル酸エステル類との合計として)
117-82-8	フタル酸ビス (2-メトキシエチル)	0.1 重量% (1000 ppm) (左記の物質または、EU REACH ANNEX XVII および本表記載の 他のフタル酸エステル類との合計として)
605-50-5	フタル酸ジイソペンチル	0.1 重量% (1000 ppm) (左記の物質または、EU REACH ANNEX XVII および本表記載の 他のフタル酸エステル類との合計として)
131-18-0	フタル酸ジアミル	0.1 重量% (1000 ppm) (左記の物質または、EU REACH ANNEX XVII および本表記載の 他のフタル酸エステル類との合計として)
84-75-3	フタル酸ジ-n-ヘキシル	0.1 重量% (1000 ppm) (左記の物質または、EU REACH ANNEX XVII および本表記載の 他のフタル酸エステル類との合計として)
872-50-4	N-メチルピロリドン : 1-メチル-2-ピロリドン (NMP)	3000 ppm (0.3重量%)
127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド : (DMAC)	3000 ppm (0.3重量%)
68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド : ジメチルホルムアミド	3000 ppm (0.3重量%)
2475-45-8	1,4,5,8-テトラアミノアントラキノン : ディスパースブルー1	50 ppm (0.005重量%)
569-61-9	ベンズアミン, 4,4' - (4-イミノシクロヘキサ-2,5-ジエニ リデンメチレン) ジアニリン塩酸塩 : ペーシックレット9	50 ppm (0.005重量%)
548-62-9	[4-[4,4' -ビス (ジメチルアミノ) ベンズヒドリリデン] シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウ ム塩酸塩 : ペーシックバイオレット3	50 ppm (0.005重量%)
3165-93-3	4-クロロ-2-メチルアニリン塩酸塩	30 ppm (0.005重量%)
553-00-4	2-ナフタレンアミン酢酸塩	30 ppm (0.005重量%)
39156-41-7	4-メトキシ-m-フェニレンジアミン硫酸塩 : 2,4-ジアミノアニソール硫酸塩	30 ppm (0.005重量%)
21436-97-5	2,4,5-トリメチルアニリン塩酸塩	30 ppm (0.005重量%)
91-22-5	キノリン	50 ppm (0.005重量%)

物質名：EU REACH 規則 認可候補物質リスト中の物質		
表 4.2 c の物質が対象		
管理水準	対象	閾値レベル
レベル3	・ 全て	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納入品中の原材料または成型品中の 1000ppm (0.1 重量%) ・ 表 4.2 でレベル1 に指定されている物質の用途よ、レベル1 を優先とする。

表 4.2 c EU REACH 規則 認可候補リスト中の物質

CAS No.	名称
10043-35-3, 11113-50-1	ホウ酸
12179-04-3, 1330-43-4, 13303-96-4, 12267-73-1	四ホウ酸二ナトリウム
25637-99-4, 3194-55-6, 134237-51-7 134237-50-6, 134237-52-8	ヘキサブromシクロドデカン (HBCDD)
-	耐火セラミック繊維 (RCF)、アルミノ珪酸塩
-	耐火セラミック繊維 (RCF)、ジルコニアアルミノ珪酸塩
-	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数 10~13) (SCCP)
57110-29-9, 19438-60-9, 25550-51-0, 48122-14-1	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸
-	4-ノニルフェノール、分岐及び直鎖のエトキシレート (炭素数9の直鎖及び/または分岐したアルキル鎖がフェノールの4の位置で共有結合している物質で、エトキシ化はUVCB 物質及び明確に組成が分かっている物質、ポリマー並びに個々の異性体もしくはその組み合わせの何れかを含む同族体を範囲とする)
68515-51-5, 68648-93-1	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジC6-10-アルキルエステル、1,2-ベンゼンジカルボン酸のデシル、ヘキシル、オクチルジエステルの混合物[フタル酸ジヘキシル(EC No 201-559-5)を0.3%以上含有]
4149-60-4, 375-95-1, 21049-39-8	パーフルオロノナン-1-酸とそのナトリウム及びアンモニウム塩類
335-76-2, 3830-45-3, 3108-42-7	ノナデカフルオロデカン酸 (PFDA) 及びそのナトリウム塩、アンモニウム塩
355-46-4, 68259-08-5, 3871-99-6	ペルフルオロヘキサノ-1-スルホン酸 (PFHxS) およびその塩
-	1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロペンタンシクロ[12.2.1.16.9.02, 13.05, 10]オクタデカ-7, 15-ジエン (“デクロランプラス”)
-	分岐及び直鎖型4-ノニルフェノールエトキシレートを0.1%以上含む亜リン酸トリス (4-ノニルフェニル、分岐及び直鎖型) (TNPP)
-	パーフルオロブタンスルホン酸 (PFBS) とその塩
-	10-エチル-4, 4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[2-(エチルヘキシル) オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTE と MOTE を構成要素とする物質)
-	ジオクチルスズジラウリン酸塩、ジオクチルビスココアシロキシシス誘導体、及び他の脂肪アシルオキシ部位の主炭素数がC12であるジオクチルビス脂肪族アシルオキシシス誘導体
10099-74-8	二硝酸鉛
110-71-4	1,2-ジメトキシエタン (EGME) 別名：エチレングリコールジメチルエーテル
111-96-6	ビス (2-メトキシエチル) エーテル
11103-86-9	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム
112-49-2	1,2-ビス (2-メトキシエトキシ) エタン (TEGDME ; トリグライム)
1120-71-4	1,3-プロパンスルトン
115-96-8	トリス (2-クロロエチル) =ホスファート (TCEP)

CAS No.	名称
1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)
117-81-7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)
117-82-8	ビス (2-メトキシエチル) =フタラート
12008-41-2	八ホウ酸二ナトリウムアンヒドロ亜酸
12036-76-9	酸化硫酸二鉛
12060-00-3	三酸化チタン鉛
12065-90-6	四酸化硫酸五鉛
12141-20-7	二酸化ホスホン酸三鉛
12202-17-4	三酸化硫酸四鉛
12267-73-1	七酸化二ナトリウム四ホウ酸水和物
12578-12-0	ジオキソ (ジステアラト) 三鉛
12626-81-2	チタン酸ジルコニウム酸鉛
12656-85-8	C. I. ピグメントレッド104
129-00-0	ピレン
1303-28-2	五酸化二ヒ素
1303-86-2	三酸化二ホウ素
1306-19-0	酸化カドミウム
1306-23-6	硫化カドミウム
131-18-0	フタル酸ジペンチル (DPP) 別名: フタル酸ジアミル
1314-41-6	四酸化三鉛
1327-53-3	三酸化二ヒ素
1344-37-2	C. I. ピグメントイエロー34
140-66-9	4- (1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル) フェノール 別名: 4-tert-オクチルフェノール
143-24-8	テトラエチレングリコールジメチルエーテル
15571-58-1	ビス (2-エチルヘキサノール-1-イル) =2, 2' -[(ジオクタノール-1-イルスタナンジイル) ビス(スルファンジイル)]ジアセタート (DOTE) 別名: 10-エチル-4, 4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸2-エチルヘキシル
191-24-2	ベンゾ [g, h, i] ペリレン
1937-37-7	C. I. ダイレクトブラック 38 別名: 二ナトリウム=4-アミノ-3-({4' -[(2, 4-ジアミノフェニル) ジアゼニル] ビフェニル-4-イル} ジアゼニル)-5-ヒドロキシ-6-(フェニルジアゼニル)ナフタレン-2, 7-ジスルホナート
206-44-0	フルオランテン
207-08-9	ベンゾ [k] フルオランテン (BkFA)
20837-86-9	シアナミド鉛
21041-95-2	水酸化カドミウム
218-01-9	クリセン
22673-19-4	スズ、ジブチルビス (2, 4-ペンタンジオナト-0, 0') -, (OC-6-11) -
25155-23-1	トリス (ジメチルフェニル) =ホスファート別名: リン酸トリキシリル (TXP)、トリス (ジメチルフェニル) =ホスファート
25973-55-1	2- (2H-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)
335-67-1	ペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)
36437-37-3	2- (2H-ベンゾトリアゾール-2-イル) -6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール (UV-350) 別名: 2- (2H-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4- (tert-ブチル) -6- (sec-ブチル) フェノール
3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタタン酸アンモニウム (APFO)
3846-71-7	2- (2H-1, 2, 3, -ベンゾトリアゾール-2-yl) -4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)
3864-99-1	2- (2-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル) -5-クロロベンゾトリアゾール (UV-327) 別名: 2- (3, 5-ジ-tert-ブチル-2-ヒドロキシフェニル) -5-クロロベンゾトリアゾール、 2, 4-ジ-tert-ブチル-6- (5-クロロベンゾトリアゾール-2-イル) フェノール

CAS No.	名称
49663-84-5	クロム酸八水酸化五亜鉛
50-32-8	ベンゾ[a]ピレン 別名：ベンゾ[def]クリセン
540-97-6	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10,12,12-ドデカメチルシクロヘキサシロキサン (D6)
541-02-6	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10,12,12-デカメチルシクロペンタシロキサン (D5)
556-67-2	2,2,4,4,6,6,8,8-オクタメチルシクロテトラシロキサン (D4)
56-35-9	ビス[トリブチルスタニル]オキシド (TBT0)
56-55-3	ベンゾ[a]アントラセン
573-58-0	3,3' - (ピフェニル-4,4' -ジイルビスアゾ) ビス (4-アミノ-1-ナフタレンスルホン酸ナトリウム) (C. I. ダイレクトレッド 28)
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン
605-50-5	ジペンチル=フタラート (DIPP) 別名：フタル酸ジイソペンチル
61788-32-7	水素化テルフェニル
62229-08-7	亜硫酸と鉛の塩 (二塩基性)
629-14-1	1,2-ジエトキシエタン
68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド
6807-17-6	2,2-ビス (4' ヒドロキシフェニル) -4-メチルペンタン 別名：4,4' - (4-メチルペンタン-2,2-ジイル) ジフェノール
683-18-1	ジクロロジブチルスズ (DBTC)
68515-42-4	ジアルキル (C=7~11、分岐、線型) =フタラート (DHNUP) 別名：炭素数7~11 の分岐及び直鎖アルキルを有するフタル酸ジアルキル
68515-50-4	ジヘキシル (分岐、線型) =フタラート (DiHP) 別名：分岐及び直鎖のフタル酸ジヘキシル
68784-75-8	ケイ酸とバリウムの塩 (1:1) (鉛ドーブ)
69011-06-9	ジオキソ (フタラト) 三鉛
71850-09-4	ジイソヘキシル=フタラート
71888-89-6	ジアルキル (C=6~8、分岐、C7に含む) =フタラート (DIHP) 別名：炭素数7 を主成分とする炭素数6~8 の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル
7439-92-1	鉛
7440-43-9	カドミウム
7646-79-9	二塩化コバルト
7758-97-6	クロム酸鉛 (II)
776297-69-9	N-ペンチル-イソペンチルフタル酸 別名：フタル酸-n-ペンチル-イソペンチル
7789-06-2	クロム酸ストロンチウム
80-05-7	4,4' -イソプロピリデンジフェノール 別名：ビスフェノール A、BPA
8012-00-8	パイロクロア、C. I. ピグメントイエロー41
84-61-7	ジシクロヘキサン-1-イル=フタラート (DCHP)
84-69-5	ジイソブチル=フタラート (DIIBP)
84-74-2	ジブチル=フタラート (DBP)
84-75-3	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)
84777-06-0	ジペンチル (分岐および直鎖) =フタラート 別名：分岐及び直鎖のフタル酸ジペンチル
85-01-8	フェナントレン
85-68-7	ベンジル=ブタン-1-イル=フタラート (BBP)
91031-62-8	脂肪酸 (C16-C18) と鉛の塩
96-45-7	イミダゾリジン-2-チオン (2-イミダゾリン-2-チオール)

物質名：長鎖パーフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) 及びパーフルオロアルキルスルホン酸化合物			
表 4.2 d の物質が対象			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	・ 表面コーティングを有する部品、及び成形品をコーティングする為の材料	・ 納入品への意図的添加	即時

表 4.2 d 米国 TSCA LCPFAC SNUR” 40 C.F.R 721.10536(b)(2) で規定される化学物質

CAS No.	名称
507-63-1	パーフルオロオクチルヨージド
678-39-7	テトラヒドロパーフルオロ-1-デカノール
865-86-1	パーフルオロ-1-ドデカノール
2043-53-0	ヨウ化パーフルオロデシル
2043-54-1	1,1,2,2-テトラヒドロパーフルオロドデシルヨージド
17741-60-5	パーフルオロデシルエチルアクリレート
27905-45-9	1,1,2,2-テトラヒドロパーフルオロデシルアクリレート
30046-31-2	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-ペンタコサフルオロ-14-ヨードテトラデカン
39239-77-5	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-ペンタコサフルオロテトラデカン-1-オール
60699-51-6	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15, 15,16,16,16-ノナコサフルオロヘキサデカン-1-オール
65510-55-6	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12, 13,13,14,14-ノナコサフルオロ-16-ヨードヘキサデカン
68187-47-3	ナトリウム; 2-メチルプロパン-1-スルホネート
68391-08-2	1,1,2,2-テトラヒドロパーフルオロアルキル (C8-C14) アルコール
70969-47-0	チオール、C8-20、ガンマ-オメガパーフルオロ、アクリルアミドを含むテロメア
125476-71-3	ケイ酸 (H4SiO4)、ナトリウム塩 (1:2)、クロロトリメチルシランおよび 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-ヘプタデカフルオロとの反応生成物-1-デカノール
1078712-88-5	チオール、C4-20、ガンマ-オメガパーフルオロ、アクリルアミドとアクリル酸を含むテロメア、ナトリウム塩
1078715-61-3	1-プロパナミニウム、3-アミノ-N- (カルボキシメチル) -N、N-ジメチル、N- (2- ((ガンマ-オメガパーフルオロ-C4-20-アルキル) チオ) アセチル) 誘導体、内部塩
CBI	ポリフルオロアルキルベタイン (ジェネリック)
CBI	変性フルオロアルキルウレタン (ジェネリック)
CBI	過フッ素化ポリアミン (プロビショナル)

米国 TSCA 優先物質 (PBT 物質)					
管理水準	CAS No	物質名	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	1163-19-5	デカブROMジフェニルエーテル (DecaBDE)	・ 全て	・ 納入品への意図的添加	即時
レベル2	68937-41-7	フェノール、イソプロピレート ホスファート (PIP) (3:1)	・ 以下を除く全て ・ 接着剤及び接着剤を使用した成形品		2024年1月6日
レベル1	732-26-3	2,4,6-トリス (タートブチル) フェノール (TIBP)	・ 成形品を除く全て		即時
	133-49-3	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	・ 全て		
	87-68-3	ヘキサクロロブタジエン (HCBD)	・ 全て		

物質名： TSCA のリスク評価が実施される最初の 10 物質			
表 4.2 e の物質が対象			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル2	・ 全て	・ 納入品への意図的添加 ・ 表 4.2 でレベル 1 に指定されている物質は、レベル1を優先とする。	2022年1月1日

表 4.2 e 米国 TSCA 優先 10 物質

CAS No.	名称
75-09-2	塩化メチレン
106-94-5	1-ブロモプロパン
25637-99-4, 3194-55-6, 3194-57-8	環状脂肪族臭化物クラスター (HBCD)
1332-21-4	アスベスト
56-23-5	四塩化炭素
123-91-1	1,4-ジオキサン
872-50-4	N-メチルピロリドン (NMP)
127-18-4	パークロロエチレン
81-33-4	ピグメントバイオレット 29
79-01-6	トリクロロエチレン (TCE)

物質名： TSCA のリスク評価プロセスが実施される 高優先 20 物質			
表 4.2 f の物質が対象			
管理水準	対象	閾値レベル	
レベル3	・ 全て	・ 表 4.2 でレベル1,2に指定されている物質は、レベル1,2を優先とする。	

表 4.2 f 米国 TSCA リスク評価プロセスが実施される高優先 20 物質

CAS No.	名称
106-99-0	1,3-ブタジエン
85-68-7	フタル酸ブチルベンジル (BBP)
84-74-2	フタル酸ジブチル (DBP)
95-50-1	o-ジクロロベンゼン
106-46-7	p-ジクロロベンゼン
75-34-3	1,1-ジクロロエタン
107-06-2	1,2-ジクロロエタン
156-60-5	トランス-1,2-ジクロロエチレン
78-87-5	1,2-ジクロロプロパン
84-61-7	フタル酸ジシクロヘキシル
117-81-7	フタル酸ジエチルヘキシル (DEHP)
84-69-5	フタル酸ジイソブチル (DIBP)
106-93-4	二臭化エチレン
50-00-0	ホルムアルデヒド
1222-05-5	1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロ-4,6,6,7,8,8-ヘキサメチルシクロペンタ[g]-2-ベンゾピラン (HHCB)
79-94-7	4,4'- (1-メチルエチリデン) ビス[2,6-ジブロモフェノール] (TBBPA)
115-86-6	リン酸、トリフェニルエステル (TPP)
85-44-9	無水フタル酸
79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン
115-96-8	トリス (2-クロロエチル) ホスフェート (TCEP)

物質名：ポリ塩化ビニル (PVC) 及びPVC 混合物			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非接触 IC カード用基材 ・ 業務用を除く、デジタルカメラ、ビデオカメラ及びポータブルオーディオのキャリングバック、キャリングケース及びキャリングポーチの生地及びコーティング剤 ・ アクセサリー、接続コード等を束ねる結束バンド ・ 製品および製品に同梱されるアクセサリ等に用いられる副資材（袋、粘着テープ、カートン、プリスタパックなど）ただし、デバイス、半導体およびその他部品に用いられる副資材（トレイ、マガジンスティック、ストップ、リールエンボスキャリアテープなど）を除く ・ 熱収縮チューブ（電池用を除く） ・ フレキシブルフラットケーブル (FFC) ・ 絶縁板、化粧板及びラベル（電池用を除く） ・ 木製スピーカの外装に使用されるシート、ラミネート ・ 車載機器取付け用吸着盤 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納入品への意図的添加 	即時
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の全て 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納入品への意図的添加 	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗料、インキ、コーティング剤、接着剤に用いられる樹脂用結着剤（バインダ） 		

4.2 製品に使用される副資材に関する追加事項

4.2.1 副資材の定義

生産者から使用者または消費者へ、部品・原材料・包装材からそれを加工した半製品・製品を「入れる」、「保護する」、「取り扱う」、「配送する」、「授与する」ために使用されるあらゆる種類の材料および部品からできた物の事。

(注1) 主にデクセリアルズグループの製品と共に出荷される包装部品・材料の事であるが、

DXJ, DXSC, DXAに納入される部品・原材料・副資材を包装する包装部品・材料は当標準の対象外とする。

(注2) 「デクセリアルズグループ以外の輸送業者等が購入した副資材は、当標準の対象外とする。」

表 4.3 副資材に関する追加事項

物質名：重金属（カドミウム、鉛、六価クロム、水銀）			
第4.1項（表4.2）の規定に加えて、法の規定に基づき以下の条件を満たす			
管理水準	対象	閾値レベル	納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 全ての副資材 (表 4.3a に具体例を記載) 	<ul style="list-style-type: none"> 納入品中の副資材を構成する各部分材・インキ・塗料 に対し、 合計100ppm以上の重金属 (水銀、カドミウム、六価クロム、鉛)の含有 	即時
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> 輸送業者または部品納入業者が所有する通函 		
副資材については、以下の測定基準に従って測定する事。			
<p>(1) 六価クロムについては、まず総クロム量として分析し、4 元素合計で100 ppm 未満であることを確認する。 この場合、カドミウムや鉛と同時の前処理でも構わない。</p> <p>(2) もし、4 元素合計で100 ppm 以上の場合、まずカドミウム、鉛、水銀の含有量の合計が100 ppm 未満であることを確認する。 カドミウム、鉛、水銀の含有量の合計が100 ppm 未満の場合は、更に、六価クロムの検出判定を行い、最終的に、六価クロムが検出されないことを確認する。</p> <p>測定基準：</p> <p>(1) 前処理 カドミウム、総クロムについては、カドミウム及びカドミウム化合物に記載された方法に準ずる。 鉛については、鉛及び鉛化合物に記載された方法に準ずる。 水銀については、主に下記の方法が挙げられる。 - 密閉系酸分解法（例えば、マイクロウェーブ分解法）（例えばIEC 62321-5:2013, EPA 3052:1996） - 加熱気化-冷原子吸光法 - 還流冷却器付き分解フラスコ（ケルダール法）を用いた、硫酸、硝酸での湿式分解法</p> <p>(注) いずれの方法においても、水銀が揮散しないよう注意を払うこと。また、沈殿物が生じた場合は、何らかの方法で溶解して溶液化することが必要である。</p> <p>(2) 測定法 カドミウム、総クロムについては、カドミウム及びカドミウム化合物に記載された方法に準ずる。鉛については、鉛及び鉛化合物に記載された方法に準ずる。 水銀については、カドミウム及びカドミウム化合物及び鉛及び鉛化合物に記載された方法と同様であるが、予め低濃度の混入が予想される場合、還元気化原子吸光法、あるいは水素化発生装置付きICP-OES（ICP-AES）、ICP-MS による分析が適当と考えられる。</p>			
六価クロムの検出判定 (副資材について、カドミウム、鉛、水銀、総クロムの4 元素合計が100 ppm 以上になった場合の確認方法)			
検出方法：			
(1) 前処理 溶出法 [沸騰水抽出法、アルカリ抽出法（例えばIEC 62321 7-2 : 2017, EPA 3060A）]			
(2) 測定法 紫外-可視吸光度法（例えばIEC 62321 7-2 : 2017, EPA 7196A）			

表 4.3 a 副資材の具体例

(注) 全ての副資材を網羅しているわけではない。

副資材		
製品に用いるもの		
1	ボトル/シリンジ関係/缶/ドラム	
2	カートン (箱)	あらゆる材料でできた個装、サブマスターカートン、マスターカートン
3	仕切り/スパーサ	
4	緩衝材	発泡プラスチック又はエアークャップなど
5	保護袋 (シート)	発泡プラスチック又は不織布など
6	帯電防止シート/袋	
7	袋	ポリ袋等
8	トレイ/スティック/マガジン	
9	紙管/プラスチックコア/リール	フィルム状製品を巻きつける為の芯またはリール
10	粘着テープ	カートンやポリ袋の封緘、また可動部の保護・固定に用いるもの
11	バンド	PPバンドなど
12	インシュロックタイ	
13	シュリンクフィルム	
14	乾燥剤	
15	印刷インキ/熱転写リボン	ラベル等への印刷/印字に用いるもの
16	ラベル	カートン/ボトル/シリンジ関係/缶/ドラム等に貼られるもの
製品に用いられる部品・原材料・副資材をサプライヤーが包装する為に用いられるもの。		
17	把手	把手およびその構成部品
18	枠/板	木枠/合板など
19	ホイル/シート/ラップ	
20	トレイ/リール/スティック/マガジン	
21	袋	ポリ袋又は紙袋等
22	緩衝材	発泡プラスチック又はエアークャップなど
23	カートン (箱)	
24	粘着テープ	カートンやポリ袋の封緘、また可動部の保護・固定に用いるもの
25	バンド	PPバンドなど
26	ステーブル	
27	ラベル	カートン/ボトル/シリンジ関係/缶/ドラム等に貼られるもの
28	印刷インキ/熱転写リボン	ラベル等への印刷/印字に用いるもの
物流上で用いられるもの		
29	パレット (木製/プラスチック製)	(注) デクセリアルズグループが購入する物が対象
30	コンテナ	輸送用等で使用する、あらゆる材料でできたコンテナ (注) デクセリアルズグループが購入する物が対象
31	枠/板	木枠/合板など (注) デクセリアルズグループが購入する物が対象
32	把手	把手およびその構成部品 (注) デクセリアルズグループが購入する物が対象
33	ジョイント	カートンジョイントなど (注) デクセリアルズグループが購入する物が対象
34	吊り下げタブ	(注) デクセリアルズグループが購入する物が対象
35	ステーブル/金具	(注) デクセリアルズグループが購入する物が対象

4.3 製品に使用される部品・原材料・副資材の納入に使用される副資材に関する追加事項

製品に使用される部品・原材料・副資材の納入者が、部品・原材料・副資材の配達・保護に用いる

あらゆる種類の材料および部品からできた物の事。

4.2.1 「副資材の定義」に定義される副資材の内、デクセリアルズグループに納入される部品・原材料・副資材を包装する包装部品・材料は当標準の対象外とする。